

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに 建設業法違反はありませんか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

⚠ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。



まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

[https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/
support-navi](https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi)



駆け込みホットライン
情報収集フォーム

[https://www.mlit.go.jp/form/index.php
?f=kakekomi-hl.html](https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html)

スマホ等
で可能



情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

詳細は裏面をご覧ください

「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例

＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞

60日を超える「割引困難手形」で
下請代金が支払われた。

無許可業者と500万円以上の
下請契約を締結している。

著しく短い工期や原価割れの
契約を締結させられた。

営業所や工事現場に必要な
技術者が設置されていない。

見積書に記載した労務費などを
一方的に減額された。

書面契約を交わしてくれない。

一方的に請負代金や工期を決定
され、協議に応じてもらえない。



あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

- ✓ **建設業法違反疑義者情報 (必須)**
本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- ✓ **建設業法違反疑義内容 (必須)**
契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等
- ✓ **具体的な建設業法違反疑義内容について (必須)**
いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- ✓ **工事情報 (任意)**
工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期
- ✓ **関係資料 (任意)**
契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓口ナビ」で確認

建設業相談窓口ナビ 国土交通省

検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。
まずは「建設業相談窓口ナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

検索

東京 TEL : 03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp
大阪 TEL : 06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp